

国土交通省組織令の一部を改正する政令案参照条文

○ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）（抄）	1
○ 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）	1
○ 観光立国推進基本法（平成十八年法律第一百七号）（抄）	8
○ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）（抄）	8
○ 国土交通省独立行政法人評価委員会令（平成十二年政令第三百二十四号）（抄）	8
○ 船員法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十五年政令第二百二十七号）（抄）	9

○国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）

（内部部局）

第七条（略）

2～4（略）

5 庁、官房、局及び部（その所掌事務が主として政策の実施に係るものである庁として別表第二に掲げるもの（以下「実施庁」という。）並びにこれに置かれる官房及び部を除く。）には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

6～8（略）

（官房及び局の所掌に属しない事務をつかさどる職等）

第二十条 各省には、特に必要がある場合においては、官房及び局の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で局長に準ずるものを置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令でこれを定める。

2～4（略）

（内部部局の職）

第二十一条（略）

2・3（略）

4 官房、局若しくは部（実施庁に置かれる官房及び部を除く。）又は委員会の事務局には、その所掌事務の一部を総括整理する職又は課（課に準ずる室を含む。）の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、これらの設置、職務及び定数は、政令でこれを定める。官房又は部を置かない庁（実施庁を除く。）にこれらの職に相当する職を置くときも、同様とする。

5（略）

○国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）

（政策統括官の職務）

第十七条 政策統括官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一 貨物流通の効率化、円滑化及び適正化に関する国土交通省の所掌に係る事務のうち、重要な政策の調整に関する事。

二 国土交通省の所掌に係る事業に関する税制に関する調整に関する事務の総括に関する事。

三 国土の利用、開発及び保全に関する基本的な政策であつて交通施設の整備に係るものに関する関係行政機関の事務の調整に関する事。

四 国会等の移転に係る総合的な政策の企画及び立案に関する調整に関する事。

五 大深度地下使用協議会における大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行令（平成十二年政令第五百号）第四条第二号及び第三号に掲げる行政機関並びに関係都道府県との協議に関する事。

六 国土交通省の所掌事務に関する政策の評価に関すること。

(総括審議官、技術総括審議官、建設流通政策審議官、危機管理・運輸安全政策審議官、政策評価審議官、審議官及び技術審議官)

第二十条 大臣官房に、総括審議官二人、技術総括審議官一人、建設流通政策審議官一人、危機管理・運輸安全政策審議官一人、政策評価審議官一人、審議官二十人(うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。)及び技術審議官四人を置く。

2・3 (略)

4 建設流通政策審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する建物その他の施設の建設並びに宅地及び建物の流通に係る市場の整備に関する政策に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。

5 危機管理・運輸安全政策審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する危機管理及び運輸の安全の確保に関する政策に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。

6 政策評価審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する政策の評価に関する重要事項についての企画及び立案に関する事務並びに係事務を総括整理する。

7 審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

8 技術審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する技術に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

(参事官及び技術参事官)

第二十一条 大臣官房に、参事官十八人及び技術参事官二人を置く。

2・3 (略)

(総合政策局に置く課等)

第三十六条 総合政策局に、公共交通政策部に置くもののほか、次の十三課及び参事官一人を置く。

総務課

政策課

安心生活政策課

環境政策課

海洋政策課

官民連携政策課

物流政策課

公共事業企画調整課

技術政策課

国際政策課

海外プロジェクト推進課

情報政策課

行政情報化推進課

2 (略)

(物流政策課の所掌事務)

第四十三条 物流政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 貨物流通の効率化、円滑化及び適正化に関する国土交通省の所掌に係る事務に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関すること（政策統括官の所掌に属するものを除く。）。

二～六 (略)

七 貨物利用運送事業の発達、改善及び調整に関すること。

八・九 (略)

十 貨物の運送に係る航空運送代理店業の発達、改善及び調整に関すること。

第四十四条 削除

(国際政策課の所掌事務)

第四十七条 国際政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国土交通省の所掌に属する国際関係事務に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関すること（国際統括官及び海外プロジェクト推進課の所掌に属するものを除く。）。

二～四 (略)

(海事局に置く課)

第四百四十条 海事局に、次の十課を置く。

総務課

安全・環境政策課

海事人材政策課

外航課

内航課

運航労務課

船舶産業課

安全基準課

検査測度課

海技課

(総務課の所掌事務)

第四百十一条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 海事局の所掌事務に関する総合調整に関すること。
 - 二 海事局の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案並びに海事局の所掌事務に関する政策の調整に関すること（安全・環境政策課及び海事人材政策課の所掌に属するものを除く。）。
 - 三 海事局の所掌事務に関する技術に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。
 - 四 水上運送事業及び造船に関する事業に関する財務に関すること。
 - 五 水上運送事業及び造船に関する事業に関する税制に関する調整に関すること。
 - 六 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第十二条第一項第七号及び第八号の業務並びにこれらに附帯する業務に関すること。
 - 七 タンカー油濁損害賠償保障契約及び一般船舶油濁損害賠償等保障契約並びに油による汚染損害の補償のための国際基金に関すること。
 - 八 独立行政法人海上技術安全研究所の組織及び運営一般に関すること。
 - 九 船舶に関する原子力の利用に関すること。
 - 十 モーターボート競走に関すること。
 - 十一 海技士国家試験、小型船舶操縦士国家試験、締約国資格証明書の受有者の承認のための試験、水先人試験及び船員の資格の認定のための試験の試験問題の作成及び試験の執行に関すること。
 - 十二 交通政策審議会海事分科会の庶務に関すること。
 - 十三 前各号に掲げるもののほか、海事局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
- （安全・環境政策課の所掌事務）
- 第四百十二条 安全・環境政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 船舶の航行の安全の確保に関する総合的な政策の企画及び立案並びに調整に関すること。
 - 二 海事局の所掌事務に関する環境の保全に関する総合的な政策の企画及び立案並びに調整に関すること。
 - 三 運輸安全委員会の行う運輸安全委員会設置法第五条第五号及び第六号に規定する調査に対する援助に関すること。
- （海事人材政策課の所掌事務）
- 第四百十三条 海事人材政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 水上運送事業その他の海事局の所掌に係る事業の活動に必要な人材の確保に関する総合的な政策の企画及び立案並びに調整に関すること（安全・環境政策課の所掌に属するものを除く。）。
 - 二 海事代理士に関すること。
 - 三 海事思想の普及及び宣伝に関すること。
 - 四 船員に係る事務に関する基本的な政策についての企画及び立案に関すること。
 - 五 船員の失業対策及び船員の職業の紹介、職業の指導、職業の補導その他船員の労務の需給調整に関すること。

- 六 船員の最低賃金に関すること。
- 七 船員の福利厚生に関すること。

(外航課の所掌事務)

第四百四十四条 外航課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

- 二 船舶貸渡業（内航海運業の用に供する船舶に係るものを除く。）、海運仲立業及び海運代理店業の発達、改善及び調整に関すること（総務課及び運航労務課の所掌に属するものを除く。）。

三・四 (略)

(内航課の所掌事務)

第四百四十五条 内航課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

- 三 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法の施行に関すること（道路局及び海事人材政策課の所掌に属するものを除く。）。

(運航労務課の所掌事務)

第四百四十六条 運航労務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 水上運送事業に係る輸送の安全の確保に関すること。

- 二 船員の労働条件、安全衛生その他の労働環境及び災害補償、船内規律並びに船員手帳に関すること（海事人材政策課の所掌に属するものを除く。）。

- 三 船員労務官の行う事務の監察に関すること。

- 四 船員災害防止協会の行う業務に関すること。

- 五 船舶の航行の安全の確保に係る外国船舶の監督のうち船員に係るものに関すること（海技課の所掌に属するものを除く。）。

(船舶産業課の所掌事務)

第四百四十七条 船舶産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

- 二 船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造、修繕、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること（総務課の所掌に属するものを除く。）。

三・五 (略)

第四百四十八条 削除

(安全基準課の所掌事務)

第四百四十九条 安全基準課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 船舶の施設に関する船舶の安全に関する基準の設定に関すること。

- 二 船舶の安全に関する検査制度の企画及び立案に関すること。
- 三 船舶による危険物その他の特殊貨物の運送及び貯蔵に関する制度に関する企画及び立案に関すること。
- 四 水上運送（水上運送事業によるものを含む。次号及び次条第二号において同じ。）に係るエネルギーの使用の合理化に関する船舶の施設に関する基準の設定に関すること。
- 五 水上運送に係るエネルギーの使用の合理化に関する船舶の施設に関する検査制度の企画及び立案に関すること。
- 六 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定による海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備、揮発性物質放出防止措置手引書、二酸化炭素放出抑制航行手引書及び二酸化炭素放出抑制指標の基準の設定並びにこれらの設備等に関する検査制度の企画及び立案に関すること。
- 七 船舶の航行の安全の確保及び海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に関する制度の企画及び立案に関すること（運航労務課及び海技課の所掌に属するものを除く。）。

（検査測度課の所掌事務）

第二百五十条 検査測度課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 船舶の安全の確保並びに船舶による危険物その他の特殊貨物の運送及び貯蔵に関すること（安全基準課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 水上運送に係るエネルギーの使用の合理化に関すること（船舶の施設に関するものに限る、安全基準課の所掌に属するものを除く。）。
- 三 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定による海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備、揮発性物質放出防止措置手引書、二酸化炭素放出抑制航行手引書及び二酸化炭素放出抑制指標に関すること（安全基準課の所掌に属するものを除く。）。

四〇六 （略）

（政策評価官）

第九十条 本省に、政策評価官一人を置く。

2 政策評価官は、政策統括官のつかさどる職務（第十七条第六号に掲げるものに限る。）を助ける。
（課の設置）

第二百二十四条の三 観光庁に、観光地域振興部に置くもののほか、次の四課を置く。

総務課

観光産業課

国際観光政策課

国際交流推進課

2 （略）

（総務課の所掌事務）

第二百二十四条の四 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇十六 (略)

十七 観光庁の所掌事務に関する基本的な政策の企画及び立案に属すること（国際観光政策課の所掌に属するものを除く。）。

十八 容易に観光旅行をすることができる環境の整備その他観光旅行の普及発達に関すること。

十九 観光に関する調査及び研究に関すること。

二十 観光に関する統計に関すること。

二十一 前三号に掲げるもののほか、観光の振興に関すること（観光地域振興部及び他課の所掌に属するものを除く。）。

二十二 観光立国推進基本法（平成十八年法律第百十七号）第八条の規定による観光の状況及び施策に関する年次報告等に関すること。

二十三 交通政策審議会観光分科会の庶務に関すること。

二十四 前各号に掲げるもののほか、観光庁の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（観光産業課の所掌事務）

第二百二十四条の五 観光産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇四 (略)

（国際観光政策課の所掌事務）

第二百二十四条の六 国際観光政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国際観光の振興に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

二 観光庁の所掌事務に係る国際機関及び外国の行政機関その他の者との連絡並びに国際協力に関すること（前号に掲げる事務に係るものに限る。）。

三 独立行政法人評価委員会国際観光振興機構分科会の庶務に関すること。

（国際交流推進課の所掌事務）

第二百二十四条の七 国際交流推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 外国人観光旅客の来訪及び国際会議の誘致の促進その他の国際交流の推進による国際観光の振興に関すること（観光地域振興部の所掌に属するものを除く。）。

二 観光庁の所掌事務に係る国際機関及び外国の行政機関その他の者との連絡並びに国際協力に関すること（国際観光政策課の所掌に属するものを除く。）。

附 則

（海事局の所掌事務の特例）

第五条の三 海事局は、第十三条各号に掲げる事務のほか、当分の間、特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法（平成二十四年法律第五十二号）第三条第一項に規定する特定保険者交付金交付契約（附則第二十五条第二号において単に「特定保険者交付金交付契約」という。）に関する事務をつかさどる。

（海事局総務課の所掌事務の特例）

第二十五条 海事局総務課は、第四百四十一条各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。

一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十一条第一項第二号の業務及びこれに附帯する業務並びに同条第五項の業務のうち貸付契約及び保証契約に係る業務に関する事。

二 特定保険者交付金交付契約に関する事。

(海事局内航課の所掌事務の特例)

第二十五条の二 海事局内航課は、第四百四十五条に規定する事務のほか、当分の間、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十一条第一項第四号の業務及びこれに附帯する業務に関する事務をつかさどる。

○観光立国推進基本法（平成十八年法律第一百七号）（抄）

（年次報告等）

第八条 政府は、毎年、国会に、観光の状況及び政府が観光立国の実現に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、交通政策審議会の意見を聴いて、前項の報告に係る観光の状況を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）（抄）

（業務の特例）

第十一条 機構は、当分の間、第十二条に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。

一 (略)

二 旧事業団法附則第十五条の規定による廃止前の船舶整備公団法（昭和三十四年法律第四十六号）第十九条第一号の規定により改造した国内旅客船を第四条第六号イ又はロに掲げる者に、旧事業団法第二十条第一項第五号の規定により建造した貨物船（船舶安全法（昭和八年法律第十一号）にいう近海区域を航行区域とするものに限る。）を旧事業団法第二条第九号の海上貨物運送事業者又は同条第十号の貨物船貸渡業者に、それぞれ使用させ、及びこれらの船舶をこれらの者に譲渡すること。

三 三六 (略)

2 (略)

○国土交通省独立行政法人評価委員会令（平成十二年政令第三百二十四号）（抄）

（庶務）

第九条 委員会の庶務は、国土交通省政策統括官において総括し、及び処理する。ただし、次の表の上欄に掲げる分科会の庶務については、それぞれ同表の下欄に定めるところによる。

分科会

担当課等

土木研究所分科会及び建築研究所分科会	大臣官房技術調査課において処理する。
交通関係研究所分科会	総合政策局技術政策課において処理する。
港湾空港技術研究所分科会	港湾局技術企画課において処理する。
教育機関分科会（独立行政法人航空大学校に係る庶務を除く。）	海事局海技課において総括し、及び処理する。
教育機関分科会（独立行政法人航空大学校に係る庶務に限る。）	航空局安全全部運航安全課において処理する。
自動車検査分科会	自動車局整備課において処理する。
鉄道建設・運輸施設整備支援機構分科会	鉄道局総務課において処理する。
国際観光振興機構分科会	観光庁国際観光政策課において処理する。
水資源機構分科会	水管理・国土保全局水資源部水資源政策課において処理する。
自動車事故対策機構分科会	自動車局安全政策課において処理する。
空港周辺整備機構分科会	航空局航空ネットワーク部環境・地域振興課において処理する。
海上災害防止センター分科会	海上保安庁警備救難部において処理する。
都市再生機構分科会	住宅局総務課において処理する。
日本高速道路保有・債務返済機構分科会	道路局総務課において処理する。
住宅金融支援機構分科会	住宅局総務課において処理する。

○船員法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十五年政令第二百二十七号）（抄）

第一章 関係政令の整備

（国土交通省組織令の一部改正）

第三条 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条第十四号中「及び」を「、船舶の乗組員の適正な労働環境及び療養補償の確保並びに」に改める。

第四十六条第五号中「船員」を「船舶の乗組員」に改め、同条に次の一号を加える。

六 船舶の乗組員の適正な労働環境及び療養補償の確保に係る外国船舶の監督に關すること。

第五十四条第二号中「船員」を「船舶の乗組員」に改める。

附 則

この政令は、二十六年の海上の労働に關する条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、第二章の規定は、改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年五月一日）から施行する。